

議 事 日 程

令和 2 年 5 月 2 1 日

午後 2 時 0 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 5 月行事報告

第 5 議 案

第25号議案 島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

第26号議案 島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

第27号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市一般会計補正予算第 3 号)

第28号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市一般会計補正予算第 4 号)

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 6 月行事予定表

(2) その他

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第25号議案 島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則
- 第26号議案 島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第27号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市一般会計補正予算第3号)
- 第28号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市一般会計補正予算第4号)

令和2年5月21日 定例会

第 2 5 号議案

島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

島原市立小・中学校管理規則（昭和 3 2 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附 則

- 5 令和 2 年度に限り、第 3 条第 1 項第 2 号の運用については、同号中「7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで」とあるのは「8 月 1 日から 8 月 3 1 日まで」とする。

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

令和 2 年 5 月 2 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

新型コロナウイルス感染防止に係る臨時休業により、島原市立小・中学校において、令和 2 年度計画の教育課程を実施するうえで、縮減された授業時数を確保するため、この規則を改正しようとするものである。

(参考)

島原市小・中学校管理規則（抜粋）

第3条 学校の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条第1号から第3号まで（第79条で準用する場合を含む。）の規定に掲げる日のほか、次のとおりとする。

- （1）学年始め休業日 4月1日から4月5日まで
- （2）夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- （3）冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- （4）学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- （5）前各号に定めるものの外校長の申請によって島原市教育委員会（以下「市委員会」という。）が休業を必要と認める日

附則（抜粋）

- 3 平成3年度に限り、第3条第1項第2号の運用については、同号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「6月20日から7月31日まで」とする。
- 4 平成5年度に限り、第3条第1項第2号の運用については、同号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「7月12日から8月22日まで」とする。

第 2 6 号議案

島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

島原市立公民館運営審議会委員に、次の者を委嘱する。

氏 名	住 所（職 場）	年齢	年数	備 考	
古瀬 唯二	中原町乙1462番地 （三会小学校）	55	0	校長会代表（三会小学校長）	学校教育の 関係者
辻野絵理香	柿の木町2954番地	33	0	公民館利用者	家庭教育の向 上に資する活 動を行う者
藤田 玉江	寺中町丙2421番地1	59	0	公民館利用者	社会教育の 関係者
柴田 光子	有明町大三東甲638番地	64	1	公民館利用者	社会教育の 関係者
宮崎 哲雄	出平町甲589番地	74	10	三会公民館運営委員長	社会教育の 関係者
下岸 良助	杉山町甲510番地	69	1	杉谷公民館運営委員長 杉谷地区町内会連絡協議会副会長	社会教育の 関係者 学識経験の ある者
村田 考市	中町843番地	78	1	森岳公民館運営委員長 森岳連合楽生会会長	社会教育の 関係者
大隅謙一郎	桜町978番地	76	7	霊丘公民館運営委員長 霊丘地区町内会連絡協議会副会長	社会教育の 関係者 学識経験の ある者
松尾 豪彦	湊新地町420番地	73	3	白山公民館運営委員長 白山地区町内会連絡協議会長	社会教育の 関係者
大場 安廣	新湊一丁目20番地	69	9	安中公民館運営委員長 安中地区青少年健全育成協議会長	社会教育の 関係者
宮崎 善金	有明町大三東丁424番地	76	15	有明公民館運営委員長 有明地区青少年育成会議会長	社会教育の 関係者 学識経験の ある者

（任期：令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）

令和2年5月21日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第4条の規定により委
嘱しようとするものである。

(参考)

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（公民館運営審議会）

第4条 公民館に、公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）
を置く。

2 運営審議会の委員の定数は、12人以内とし、学校教育及び社会教育
の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のあ
る者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

第 27 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙令和 2 年度島原市一般会計補正予算第 3 号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和 2 年 5 月 21 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

2 歳 入

(款) 13 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
13	国庫支出金	84 ^億 8,262 ^万 1	3 ^億 8,384 ^万 1	88 ^億 6,646 ^万 2
1	国庫負担金	33 ^億 1,798 ^万 6	504 ^万 9	33 ^億 2,303 ^万 5
	1 民生費国庫負担金	33 ^億 1,798 ^万 6	504 ^万 9	33 ^億 2,303 ^万 5
2	国庫補助金	51 ^億 5,431 ^万 3	3 ^億 7,879 ^万 2	55 ^億 3,310 ^万 5
	1 総務費国庫補助金	3,724 ^万 9	2 ^億 202 ^万 2	2 ^億 3,927 ^万 1
6	教育費国庫補助金	602 ^万 4	1 ^億 7,677 ^万 0	1 ^億 8,279 ^万 4
17	繰 入 金	22 ^億 3,505 ^万 2	△2,647 ^万 6	22 ^億 857 ^万 6
	基金繰入金	22 ^億 3,505 ^万 2	△2,647 ^万 6	22 ^億 857 ^万 6
1	1 財政調整基金繰入金	5 ^億 1,836 ^万 0	△2,647 ^万 6	4 ^億 9,188 ^万 4
18	繰 越 金	1	5,579 ^万 1	5,579 ^万 2
1	繰 越 金	1	5,579 ^万 1	5,579 ^万 2
	1 繰 越 金	1	5,579 ^万 1	5,579 ^万 2
20	市 債	23 ^億 4,710 ^万 0	7,600 ^万 0	24 ^億 2,310 ^万 0
1	市 債	23 ^億 4,710 ^万 0	7,600 ^万 0	24 ^億 2,310 ^万 0
	7 教 育 債	1 ^億 9,820 ^万 0	7,600 ^万 0	2 ^億 7,420 ^万 0

(一般会計)

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
6 生活困窮者自立支援費負担金		504 ^万 9	1 生活困窮者自立支援費負担金
1 企画費補助金	2 ^億 202 ^万 2		1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1 小学校費補助金	1 ^億 1,939 ^万 4		1 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 2 公立学校情報機器整備費補助金
2 中学校費補助金	5,737 ^万 6		1 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 2 公立学校情報機器整備費補助金
1 財政調整基金繰入金	△2,647 ^万 6		1 財政調整基金繰入金
1 前年度繰越金	5,579 ^万 1		1 前年度繰越金
1 小学校債	4,990 ^万 0		1 小学校施設整備事業費
2 中学校債	2,610 ^万 0		1 中学校施設整備事業費

(経) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10	教育費	3 ^億 118 ^万 9	20 ^億 5,640 ^万 0	2 ^億 5,580 ^万 9	4,538 ^万 0
2	小学校費	1 ^億 9,351 ^万 5	4 ^億 9,053 ^万 1	1 ^億 7,100 ^万 4	2,251 ^万 1
2	教育振興費	1 ^億 9,351 ^万 5	3 ^億 492 ^万 3	国庫支出金 1 ^億 2,110 ^万 4 地方債 4,990 ^万 0	2,251 ^万 1
(一般会計)					

(一般会計)

(単位：千円)

区 分	節	金 額	説 明
12 委 託 料	1 ^億 500 ^万 0	1 小学校教育扶助費	1,710
17 備品購入費	8,680 ^万 5	(1) 小学校就学援助経費	(1,710)
19 扶 助 費	171 ^万 0	学用品費	(338)
		修学旅行費	(110)
		校外活動費	(15)
		社会科見学活動費	(15)
		児童生徒学校給食費	(1,232)
		2 新型コロナウイルス感染症対策事業	191,805
		(1) 小学校GIGAスクールネットワーク整備事業	(191,805)
		情報通信ネットワーク環境施設整備業務委託料	(105,000)
		機械器具費	(86,805)

6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

事業名		GIGAスクールネットワーク整備事業				
補正予算額		財源内訳				(単位：千円)
		国費	県費	地方債	その他	一般財源
2億9,815万0		1億7,677万0		7,600万0		4,538万0
事業期間		令和2年度			総事業費	
<事業目的> 国が提唱するGIGAスクールネットワーク構想に基づき、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たち一人一人に最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。また、感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、遠隔授業等により全ての子供たちの学びを保障するためのハード面を中心とした整備を図る。						
<事業概要> 【校内通信ネットワークの整備】 事業費160,000千円 (1) 整備概要 全ての小中学校の校内LANを通信速度1Gbps対応に更新し、加えて一人一台端末導入を見据えて普通教室に電源キャビネットを整備する。 (2) 主な整備内容 ・LANケーブル 現行カテゴリ5-Eから6-Aへ総延長18,284m ・1ギガ対応HUB L3 (各学校に1個) 総数15個、L2 (階、棟ごとに1個) 総数78個 ・無線アクセスポイント 各教室に配置、総数267個 ・電源キャビネット 普通教室他に設置、総数275個 (1教室22台収納×2) (3) 財源 補助率は1/2。ただし、整備教室数等により上限がある。						
【一人一台端末の整備】 事業費138,150千円 (1) 整備概要 県が共同調達する県下統一モデルを導入し、今回は補助対象となる児童生徒が使用するPC分を計上する。システムやソフトウェアに係る経費は学校との調整に時間を要するため、9月補正に計上する。 (2) 主な整備内容 児童生徒用パソコン3,070台 (OS:Google chrome、記憶容量32GB、メモリ4GB、国が示した標準仕様に準拠。) (3) 財源 令和元年5月1日現在の児童生徒数の2/3 (2,251名) につき、1台あたり4万5千円を上限とした国庫補助がある。ただし、補助の要件として市費負担となる1/3についても令和2年度中に整備する必要がある。						
「1人1台端末」の環境 ・教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる → 子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に ・各人が同時に別々の内容を学習できる ・各人の学習履歴が自動的に記録される → 一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能に ・一人一人が記事や動画等を集め、独自の視点で情報を編集できる ・各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる → 全ての子供が情報の編集を経験しつつ、多様な意見にも即時に触れられる 						
科目	10款	2,3項	2目	目名称	教育振興費	教育総務課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			通信ネットワーク及び一人一台情報端末の整備		—

6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

補正予算書

事業名	【継続】 小・中学校就学援助事業																																																																																	
補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)																																																																																	
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																																																																													
303万9					303万9																																																																													
事業期間	継続 (単年度事業)			総事業費																																																																														
【事業目的】 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したことにより、経済的な理由で就学が困難となった児童及び生徒の保護者に対し、学用品費等の就学に必要な援助を行うことで、義務教育の円滑な実施を図る。 【事業概要】 ◎ 現在、通常行っている認定基準をについて、新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯の認定審査基準を以下のように緩和する。 ●【通常】：前年の世帯収入が、生活保護基準の1.3倍以下 ↓ ●【緩和】：現状の世帯収入が、非課税水準以下 ＜対象者＞ 島原市内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者で島原市に住所を有し、かつ、下記のいずれかに該当する者 ①新型コロナウイルス感染症により、現状の世帯収入が、非課税水準以下まで減収した。 ②国等の公的支援を受けた。 ＜適用期間＞令和2年6月1日～ ◎予算積算根拠 上記、対象者による申請児童数を45人（小学生30人、中学校15人）で積算※各学年5名 援助の内容と積算明細 ※学校給食費については、食数により算定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>費 目</th> <th>単価(円)</th> <th>人数</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">小学校</td> <td>学用品費</td> <td>1年</td> <td>9,690</td> <td>5</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>学用品費</td> <td>2-6年</td> <td>11,580</td> <td>25</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>6年</td> <td>21,890</td> <td>5</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>校外活動費</td> <td>5年</td> <td>3,000</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>社会科見学費</td> <td>4年</td> <td>3,000</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td></td> <td>41,040</td> <td>30</td> <td>1,232</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小学校 計</td> <td>1,710</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">中学校</td> <td>学用品費</td> <td>1年</td> <td>18,930</td> <td>5</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>学用品費</td> <td>2-3年</td> <td>20,820</td> <td>10</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>2年</td> <td>60,910</td> <td>5</td> <td>305</td> </tr> <tr> <td>校外活動費</td> <td>1年</td> <td>3,000</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td></td> <td>47,040</td> <td>15</td> <td>706</td> </tr> <tr> <td colspan="4">中学校 計</td> <td>1,329</td> </tr> <tr> <td colspan="4">全体 合計</td> <td>3,039</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	費 目	単価(円)	人数	金額(千円)	小学校	学用品費	1年	9,690	5	48	学用品費	2-6年	11,580	25	290	修学旅行費	6年	21,890	5	110	校外活動費	5年	3,000	5	15	社会科見学費	4年	3,000	5	15	学校給食費		41,040	30	1,232	小学校 計				1,710	中学校	学用品費	1年	18,930	5	95	学用品費	2-3年	20,820	10	208	修学旅行費	2年	60,910	5	305	校外活動費	1年	3,000	5	15	学校給食費		47,040	15	706	中学校 計				1,329	全体 合計				3,039
区 分	費 目	単価(円)	人数	金額(千円)																																																																														
小学校	学用品費	1年	9,690	5	48																																																																													
	学用品費	2-6年	11,580	25	290																																																																													
	修学旅行費	6年	21,890	5	110																																																																													
	校外活動費	5年	3,000	5	15																																																																													
	社会科見学費	4年	3,000	5	15																																																																													
	学校給食費		41,040	30	1,232																																																																													
小学校 計				1,710																																																																														
中学校	学用品費	1年	18,930	5	95																																																																													
	学用品費	2-3年	20,820	10	208																																																																													
	修学旅行費	2年	60,910	5	305																																																																													
	校外活動費	1年	3,000	5	15																																																																													
	学校給食費		47,040	15	706																																																																													
中学校 計				1,329																																																																														
全体 合計				3,039																																																																														
科目	10 款	2・3 項	2 目	目 名 称	教育振興費	教育総務課																																																																												
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降																																																																												
				上記事業を実施																																																																														

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) **教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。**
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第 28 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙令和 2 年度島原市一般会計補正予算第 4 号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和 2 年 5 月 21 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

2 歳 入

(款) 13 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
13 国庫支出金	88 ^億 6,646 ^万 2	672 ^万 0	88 ^億 7,318 ^万 2
2 国庫補助金	55 ^億 3,310 ^万 5	672 ^万 0	55 ^億 3,982 ^万 5
4 土木費国庫補助金	4 ^億 5,083 ^万 0	672 ^万 0	4 ^億 5,755 ^万 0
17 繰 入 金	22 ^億 857 ^万 6	△84 ^万 7	22 ^億 772 ^万 9
1 基金繰入金	22 ^億 857 ^万 6	△84 ^万 7	22 ^億 772 ^万 9
1 財政調整基金繰入金	4 ^億 9,188 ^万 4	△148 ^万 3	4 ^億 9,040 ^万 1
8 ふるさとしまばら応援基金繰入金	4 ^億 6,800 ^万 8	△176 ^万 4	4 ^億 6,624 ^万 4
13 安全安心基金繰入金	0	240 ^万 0	240 ^万 0
19 諸 収 入	2 ^億 5,287 ^万 0	6,342 ^万 7	3 ^億 1,629 ^万 7
4 雑 入	2 ^億 114 ^万 8	6,342 ^万 7	2 ^億 6,457 ^万 5
4 雑 入	2 ^億 114 ^万 1	6,342 ^万 7	2 ^億 6,456 ^万 8
20 市 債	24 ^億 2,310 ^万 0	8,210 ^万 0	25 ^億 520 ^万 0
1 市 債	24 ^億 2,310 ^万 0	8,210 ^万 0	25 ^億 520 ^万 0
5 土木債	10 ^億 90 ^万 0	1,120 ^万 0	10 ^億 1,210 ^万 0
7 教育債	2 ^億 7,420 ^万 0	7,090 ^万 0	3 ^億 4,510 ^万 0

(一般会計)

(単位：千円)

区 分	節 金 額	説 明
1 道路橋りょう費補助金	672 ^万 0	1 社会資本整備総合交付金
1 財政調整基金繰入金	△148 ^万 3	1 財政調整基金繰入金
1 ふるさとしまばら応援基金繰入金	△176 ^万 4	1 ふるさとしまばら応援基金繰入金
1 安全安心基金繰入金	240 ^万 0	1 安全安心基金繰入金
1 雑 入	6,342 ^万 7	1 スポーツ振興くじ助成金 2 JFAサッカー施設整備助成金 3 コミュニティ助成事業助成金
1 道路橋りょう債	1,120 ^万 0	1 道路橋りょう整備事業費
4 保健体育債	7,090 ^万 0	1 体育施設整備事業費

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5	保健体育費	6 ^億 1,405 ^万 7	7 ^億 4,145 ^万 7	1 ^億 2,862 ^万 7	△122 ^万 7
2	スポーツ振興費	3 ^億 8,311 ^万 7	5 ^億 1,051 ^万 7	地方債 7,090 ^万 0 その他 5,772 ^万 7	△122 ^万 7
(一般会計)					

(単位：千円)

区 分	節	金 額	説 明
14	工事請負費	4,600 ^万 0	1 体育施設管理運営経費 (1)平成町人工芝グラウンド施設管理運営経費
17	備品購入費	7,890 ^万 0	工事請負費 機械器具費
22	償還金利子及び割引料	250 ^万 0	toto助成金助成対象財産処分納付金
			127,400 (127,400) (46,000) (78,900) (2,500)

事業名		【継続】 コミュニティ活動備品整備事業				
補正予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他 一 般 財 源	
120万0					120万0	
事業期間	令和2年度 (単年度事業)			総事業費	120万0	
【事業目的】						
・一般財団法人 自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業」を活用し、地域のコミュニティ活動に必要な備品等を整備することにより、コミュニティ活動の充実・強化を図るとともに、市及び地域の発展に寄与することを目的とする。						
【事業概要】						
[コミュニティ活動備品整備事業]						
①事業実施主体：三之沢地区お祭り会						
②事業概要：						
三之沢地区お祭り会は、有明町三之沢地区において、地区を代表する文化行事である「風除祭」を通じ、地域住民の親睦と融和及び活力ある地域づくりに取り組んでいる。						
現在、「風除祭」を実施するにあたり、神輿担ぎ手の衣装が年数を経て古くなっており、古いものは体型に合わず使用できなくなっている。また、神輿の鈴縄も老朽化が進んでおり、新調の時期に来ている。						
そこで、必要な物品を購入し、今後の活動の活性化を図るとともに、持続可能なイベントを開催することで、地域の親睦、融和、活性化が見込まれ、更なる地域貢献が期待できる。また、郷土の文化とふれあうことにより、郷土愛の育成やふるさと教育の推進にも寄与する。						
③事業費：1,221,110円（助成額：1,200,000円）						
④内容：神輿用 鈴縄 4本						
神輿用 衣装（上下） 50着						
神輿用 長法被 2着						
宝くじネーム 106枚						
						
鈴縄		衣装		長法被		
科目	10 款	4 項	1 目	目 名 称	社会教育総務費	社会教育課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	当初予算要求なし (該当案件発生後 補正予算対応)			コミュニティ活動備品の整備 ・三之沢地区お祭り会		当初予算要求なし (該当案件発生後 補正予算対応)

事業名	【新規】 島原市宮平成町人工芝グラウンド人工芝改修工事				
補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1億2,740万0			7,090万0	5,400万0	250万0
事業期間	令和2年度～令和2年度 (単年度事業)			総事業費	1億2,740万0

【事業目的】

島原市宮平成町人工芝グラウンド2面のうち、照明施設を備え利用頻度が高く J F A ロングパイル人工芝の公認を取得している1面について、人工芝の全面張替工事を行う。

【事業概要】



センター付近：擦り切れがひどく、ゴムチップが露出している。



ライン状況：摩耗によりラインが直線になっていない



部分補修とそれ以外の人工芝状況：摩耗が激しい人工芝と補修部分の段差が激しく、逆に危険性が増している。

科目	10 款	5 項	2 目	目名称	スポーツ振興費	スポーツ課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	-			上記		-

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

令和 2 年 5 月 2 1 日 定例会

教育委員会 6月定例会 報告事項

[5月]

(教育総務課)

[illegible]

教育委員会 6月定例会 報告事項

[5月]

(学校教育課)

[illegible]

島原市教育委員会 6月定例会報告事項

【令和2年5月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	金	あいさつ運動	7:30	市内一円	中止
8	金	例規審査委員会	13:30	本庁舎	課長
11	月	社会教育担当者会	9:30	三会公民館	課長、藤井 公民館主事、松本指導員
12	火	県学芸文化課へ石垣き損事案再発防止策の報告	10:00	県庁	教育長、課長、中村 宇土、吉岡、山下
12~13 (火~水)		市町社会教育主管課長会議・市町社会教育担当者研修会	9:30	長崎市	中止
13	水	例規審査委員会	13:30	本庁舎	課長
14	木	第1回島原城保存活用幹事会及びPT会議	9:00	本庁舎	市長、教育長、次長 課長、文化財保護推進室員
15	金	県下少年センター所長会	14:00	大村市	中止
5月中下旬		各地区公民館運営委員会		7地区公民館	中止
18	月	人事評価教育長面談	15:40	教育長室	課長
19	火	少年センター補導委員幹事会	18:30	森岳公民館	課長、藤井、出田指導監
20	水	肥前島原子ども狂言開講式	18:30	島原文化会館	延期
28	木	長崎県社会教育主事等連絡協議会理事会	13:30	長崎県庁	中止
28	木	長崎県公民館連絡協議会理事会	15:00	長崎県庁	中止
		家庭教育学級合同会議			中止「各地区で対応」
		少年センター自転車指導			未定
		島原市施設の魅力アップ懇話会			中止「書面对応」
		島原市青少年健全育成連絡協議会役員会			中止「書面对応」
※ 各地区にて高齢者学級0回（担当：野口）・女性学級0回開催（担当：松本）					

【付記事項】

10	日	有明地区自治会対抗ソフトボール大会	8:00	有明の森運動場	中止
10	日	三会地区大運動会	9:00	三会ふれあい運動広場	中止
15	金	島原市婦人会連絡協議会総会	10:00	安中公民館	中止
15	金	島原市子ども会育成連絡協議会総会	19:30	島原文化会館	中止
23	土	島原文化連盟総会			中止
29	金	島原市PTA連合会総会	17:00	有明文化会館	中止
		有明地区自治公民館連絡協議会総会			中止
		各地区青少年健全育成協議会総会（7地区）		7地区公民館	中止「一部実施検討中」

教育委員会 6月定例会 報告事項

[5月]

(スポーツ課)

[illegible]

令和2年 6月行事予定表

令和2年5月21日現在

太字ゴシック 教育委員出席予定
◎ 教育長出席
○ 教育次長出席
△ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	月	6月定例市議会開会 10:00 本庁舎議場 ◎○△		朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△	
2	火				
3	水	いのりの日			
4	木	一般質問(予定)◎○△			
5	金	一般質問(予定)◎○△	6月定例校長会 9:30 杉谷公民館		
6	土				
7	日				
8	月	一般質問(予定)◎○△			
9	火	一般質問(予定)◎○△			
10	水	総務委員会(予定)◎○△	6月定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △		
11	木				島原市スポーツ少年団指導者協議会役員会 19:30 森岳公民館
12	金	教育厚生委員会(予定)◎○△			
13	土		市中学校体育大会各種大会(未定)◎△		
14	日		市中学校体育大会各種大会(未定)◎△		
15	月				
16	火	予算審査特別委員会(予定)◎○△			
17	水			社会教育担当者会 15:00 有明公民館 △	
18	木				
19	金	6月議会最終日・表決(予定)◎○△			
20	土				
21	日				
22	月				
23	火				
24	水		市中学校体育大会陸上大会(未定)◎△		
25	木				
26	金				
27	土				
28	日				
29	月		令和2年度島原・雲仙・南島原地区初任者研修 第1回地区研修〔連絡研修〕◎△		
30	火				